

熊本県歯

29年度 No.4

2018.1.31発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

特定保健指導をご活用ください

県歯会主催の健康診断を受診された方(40歳～74歳)で、保健指導が必要と判定された方には順次、特定保健指導についてのお知らせを送付します。

特定保健指導 とは	特定健診の結果(メタボリックシンドローム診断)から、生活習慣病予防のために運動や食事を中心とした生活改善の支援をすることです。 生活習慣病の発症リスクに応じて、「動機付け支援」と「積極的支援」の2つのタイプがあります。
--------------	--

少しのコツで効果がある特定保健指導を是非ご利用いただき、バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身に付けましょう。

毎年、目標実施率が達成できない状況が続いています。このままでは国からの補助金が削減されることになり、結果的には、保険料の値上げにつながる可能性があります。



保健事業の補助申請期限

保健事業(人間ドック、健康診断、インフルエンザワクチン接種等)の補助申請は対象年度内をお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】平成29年4月1日～平成30年3月31日

【申請期間】平成29年4月1日～平成30年3月31日

※補助申請書は、県歯科医師会HPのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」に掲載しております。出来るだけダウンロードの上、申請いただくようご協力をよろしくお願いいたします。

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

国保組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、本組合では昨年 9 月に組合員の資格確認調査を実施しました。今後も定期的に組合員の資格確認調査を行います。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認

- ・組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 14 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し（受付印があるもの）を提出。

3. 資格喪失の届出

（原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出）

- ・歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・組合員の世帯から外れる者（家族）。

平成 30 年 1 月 31 日

熊本県歯科医師国民健康保険組合

保険料領収書のご確認をお願いします

保険料領収書については、毎月、5日頃の熊歯会報等発送時に同封しております。**加入中の甲種家族、乙種本人・家族の氏名も記載しておりますので、毎月ご確認をお願いいたします。**

平成29年度 **国民健康保険料領収書**

様


 熊本県歯科医師国民健康保険組合
 理事長 浦田 健

平成29年5月分の国民健康保険料につきまして、下記明細の通り領収いたしましたことをご通知申し上げます。

金額 _____ 也

甲種

医療保険分					介護保険分(第1号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計
組合員均等割	所得割	家族割	家族均等割	異動に係る調整	組合員割	家族割	介護保険料	異動に係る調整	組合員割	家族割	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整	
円	円	人	円	円	人	人	円	円	人	人	円	円	円

乙種

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計
組合員均等割	所得割	家族割	家族均等割	異動に係る調整	組合員割	家族割	介護保険料	異動に係る調整	組合員割	家族割	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整	
人	円	人	円	円	人	人	円	円	人	人	円	円	円
(人)													

甲種家族氏名

乙種組合員・家族氏名

第2号被保険者氏名(介護保険)

*被保険者氏名については、当該月5日までの連絡異動分しか反映されております。

*5日以降の異動については、翌月調整欄にて調整金額を表示いたします。

*異動については、2週間以内に組合までご連絡ください。

*必ず徴収人数、金額等をご確認ください。

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともありますので、以下のような違いがありますので、ご注意ください。

	健康保険 高額療養費	税金 医療費控除
概要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額(ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己又は自己と生計を一にする家族のために支払った医療費が一定額を超えるとき、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。
対象となる医療費	●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> 正常な出産費用、健康保険外の医療費、入院時の食事代・ベッド代 等	●医療費、出産費用、入院費用 等 ・保険金、高額療養費や出産育児一時金等で補填される金額は差し引かれます。
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問合せ先	組合	税務署

※医療費控除については、国税庁ホームページより抜粋。医療費控除の特例として、昨年1月より、セルフメディケーション税制が導入されています。

組合員資格調査実施へのご協力(御礼)

昨年9月に実施いたしました組合員資格調査につきましては、皆様のご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、全ての方の資格調査が完了し、県庁へ調査結果を報告いたしました。

『医療費通知』(平成29年6月～9月診療分)の送付

29年6月～9月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421